№6 (1) 2024年1月1日



# 謹賀新年

# 陳述書に自らの思いを込めた言葉を

新年明けましておめでとうございます。

皆様にとって今年は希望に満ちた一年となるよう願っていますが、残念ながら不安を呼ぶようなことが起きてしまいました。

昨年11月29日、最も心配していたCV22オスプレイの墜落事故で、国内で初めての死者を生んでしまいました。これが海上ではなく横田基地周辺であったならば、とてつもない大惨事になったことは明らかです。

しかしこの事故があっても、日本政府も米軍も違法 を承知で軍用機を飛ばし続けています。それは司法が その差し止めを命じないことにあります。私は訴訟の 大きな柱である「オスプレイの飛行差止め」を必ずや 司法の場で実現させると決意を新たにしました。

私たちがこれまで受けている騒音は、受忍限度を

## 原告団団長 奥村 博

超えた違法なものと司法が認めても飛び続けています。それは「膨大な基地周辺住民の 人格権が侵害され、基本的人



権保障の一大空白地域にされている」ことと厚木訴訟弁護団が指摘しました。人権がないがしろにされ、軍事の価値を優先してはなりません。そこに確信を持ち、前に進もうではありませんか。

新年早々から、全原告世帯の陳述書を完成させる 一大作業が始まります。容易なことではありませ ん。原告団役員、弁護団の頑張りなくして成し遂げ ることはできません。この裁判に参加している全員 が、怒りの告発を自らの言葉で語ることから始まり ます。裁判傍聴席を満席にすることと共に、ご協力 をよろしくお願いします。

第3次新横田基地公書訴訟原告団ニュースととめて

2024年1月1日 №6(2)

# 静かで穏やかで危険を覚え ることない日常生活を

弁護団団長 山本哲子

あけましておめでとうござい ます。

昨年のオスプレイの墜落事故は衝撃的であったと同時に、この訴訟でオスプレイの飛行全面 差止めを求める私たちの請求がいかに切実で重要なものであるかを証明しました。



静かで穏やかで危険をおぼえることのないあたりまえの日常生活、かけがえのない日常は憲法で保障されている人格権のひとつです。これを侵害しているのは、安保条約のもと轟音をまき散らす米軍とそれに加担する国です。憲法と安保が、この地でせめぎあっています。私たちは、生活の場から、安保より憲法を優先させよ、と裁判をたたかっています。

訴訟は、第4回期日まで終え、本格的な論戦が始まっています。

これまでの裁判の中で、私たちは、横田基地周辺空域は、巨大な民間空港と米軍や自衛隊基地がひしめく過密航路で航空機の衝突リスクの高い空域であること、そこに欠陥機オスプレイやC130が危険な訓練をおこなっていることで、これ以上にないほど危険を増幅していること、激しい爆音で、欧州WHOが定めたガイドライン値を超える夜間騒音が発生しており、睡眠妨害やそれが引き金になる生活習慣病や高血圧などのリスクを高めていること、などを主張してきました。

これに対し被告国は、わが国の安全保障環境が厳しくなっているなか、横田基地は国の防衛の要であり高い公共性を有する基地である、横田基地周辺ではおおむね環境基準が守られており、騒音は我慢できる範囲内だなどと主張してきました。もちろんこれから反論してゆきます。

差止めに関する法的論争もはじまっています。

今年は全世帯の方に陳述書を作成していただき、裁判所に提出します。これは裁判所が被害を認定する際に一番重視するものです。外からは見えにくい騒音被害の実態を、苦しさを、怒りを、率直な言葉で書いてください。それが積み重なれば裁判所を変える大きな力になります。今年も弁護団はみなさんと一緒に頑張ります。どうぞよろしくお願いいたします。

## 12/7 第4回口頭弁論期日の報告

## オスプレイ墜落8人全員死亡 杞憂が現実のものに

## - 弁論で原告の恐怖を訴える

原告準備書面(6)、(7)、(8)の内容を陳述しました。 要点は、以下に記載したとおりです。

## 1. オスプレイ事故・横田周辺空域の危険性の準備 書面の陳述(準備書面 7)

小口明菜弁護士

- (1) 横田基地周辺空域の危険性 横田基地の周辺空域は、航空機の衝突リスクの 高い極めて危険な空域です。
- ◆危険の理由①:視界不良が発生しやすい自然環境 である。
- ◆危険の理由②:空港や基地等が密集することから、 管制圏が入り組んでいること。
- ◆危険の理由③:過密な運航状況の下、航空機が特殊な飛行を行うこと 以上3点があげられる。 危険である理由を具体的に陳述した。
- (2) 危険の理由①:視界不良が発生しやすい自然環境 横田基地は、西に標高3000m級の連峰、東に東 京湾があり、密集した首都圏の間に位置しており、 強風が山を越えた際には激しい空気の上下動が生 じ、また極度に低い雲や風向や風速の急変も発生し、 視界不良が発生しやすい環境。

横田基地周辺空域は、その自然環境から、視界不良が発生しやすいという、航空機の運用にとって厳しい状況。

## (3) 危険の理由②:入り組んだ管制圏

関東地方には、羽田、成田という2つの巨大民間空港、米軍の横田基地、自衛隊が管理する厚木、入間、立川といった9つの基地のほか、調布等、5カ所の飛行場があり、それぞれの空港、基地の離着陸に必要な空域が十分に確保できず、高度差を設けて空域を分け合う等、互いに制約された空域。

No.6 (3) 2024年1月1日

さらに、通常は滑走路の両側に設定される「場周経路」(離着陸のための経路)が、横田基地の場合は片側にしか設定できず、パイロットは、離着陸の方向によっては、安全確認に困難を伴う反対回りでの旋回を余儀なくされる。

このような制約は、過密な首都圏の基地であるためにかかる制約であり、その入り組んだ管制圏のために、横田基地周辺空域は、衝突事故発生の危険性が極めて高い状況にある。

## (4) 危険の理由③:過密な運航と特殊な飛行

過密な運航状況の下で、パイロットが他の航空機 や障害物を目で見て衝突を避けながら飛ぶ「有視界 飛行方式」でという危険な飛行がおこなわれており、 低空飛行、編隊飛行訓練、急降下進入といった危険 な訓練を行っている。

米軍は、航空機の衝突を防止するため、民間パイロットや小型機の所有者の団体を対象に、定期的に「関東平野空中衝突防止会議」を開催しており、11月2日にも会議が開催されたばかりである。

# (5) 危険な空域でオスプレイが飛行することの危険性

前回のオスプレイに関する準備書面提出後も、国内の民間空港に相次いで緊急着陸するという異常事態が発生し、先週の11月29日午後、鹿児島県屋久島沖で横田基地所属のCV-22オスプレイが墜落し、8名の搭乗員全員の死亡が確認された。日常的に頭



上を飛行するオスプレイが墜落し、多数の犠牲が出た。墜落の危険がただの紀をの危険がただの記を見たいではなく、現実に起こるることが実に起きない。もしめが実証された。もは、という原告らの恐怖の対域に対していたら、想像に難くない。

## 2. 地上騒音の準備書面の陳述(準備書面 6) 山本哲子弁護士

飛行場内における航空機の運用や機体の整備に伴って発生する「地上騒音」も周辺住民に大きな被害を与えている。地上騒音は、飛行場があれば必ず発生する騒音であり、飛行騒音のように上空から降ってくる騒音ではなく、地上を走行する自動車や電車と同じく横からの騒音であるが、自動車や電車に比して格段のパワーがあり、周辺住民の被害感も大変強い。しかしながら、これまでほとんど騒音測定の対象騒音とされず、W値においても補足されていなかった。

しかし、「航空機騒音に係る環境基準」(騒音評価 指標を Lden に改正)の改正にあたり、いくつか の実測がなされ、その実態が明らかになってきた。

被告は地上騒音に対する防音対策をとらないばかりか、逆に地上騒音のさらなる増加を野放しにしており、その悪質性は重大である。

## 3. 低周波音被害の準備書面の陳述(準備書面 8) 佐々木洪平弁護士

これまで、耳に届く、わかりやすい、いわゆる「騒音」にばかり目が向けられていたが、航空機から発生する音には、低周波音が含まれている。

低周波音とは、低い音のことをさし、人が耳で聴き取れる音のうち、周波数が100Hz以下の音をいい、これにより以下の心理的影響、身体的影響、物的影響の深刻な被害が生じる。

- ① 心理的影響:気分がいらいらする、胸や腹を圧 迫されるような感じがする等
- ② 生理的影響・被害: 頭痛、耳鳴り、動悸、吐き 気、不眠等
- ③ 物的影響・被害:低周波音により戸や窓等の建 具がガタガタする、置物が移動するといった影響 航空機のような移動する音源についての公的な被 害発生の指針等はなく、被告は原告らの被害救済の ため、一刻も早く低周波音に関する大規模調査を実 施し、規制基準を作成し、低周波音の低減のための 努力をなすべきある。

この裁判においては、現在の知りうる限りの知見 を集めて、原告ら住民の低周波音被害が救済される べきである。 2024年1月1日 №.6(4)

# 原告の声

## 第4回口頭弁論で初めて傍聴 一地上音取り上げてもらい感謝

矢口 隆(福生市)

私は福生支部の矢口です。

前回まで裁判の傍聴は裏方の仕事についていたためにできませんでした。4回目にして初めて法廷に入ることが出来ました。

法廷が始まって感じたことは、裁判長の声が聞き やすかったことです。前回は裁判長の声が聞こえな いという感想が多かったからです。また、国側の弁 護士の人数が少なかったのが気になりました。

口頭弁論の2番目に地上音の問題を取り上げてくれました。私の住まいは基地の南方のすぐそばなので、特に地上音が冬期の早朝などでうるささを感じることが多くあります。

特にエンジンテストで騒音が長く続くことが度々 ありますが、不安を感じる日が結構あります。

この問題を取り上げていただいて感謝です。



## 次回の弁論は 2024年3月14日(木)

次々回は同年6月13日(木)

両日とも開廷は午後2時から 東京地方裁判所立川支部

多くの傍聴で国に被害を認めさせ、公正な判 決を下してもらいましょう。

# みなさんの出番です

# 2月から陳述書作成が 始まります

『陳述書』・・・わたしたち原告が受けている被害の状況やそのひどさ、大きさを記載した資料です。

裁判の証拠として提出するもので、被害を訴えるわたしたちの生の声が直接記載された重要な証拠です。弁護士さんが丁寧に対応してくれます。安心して下書きに記載して、作成会場にお持ちください。

- 1)騒音や低周波音、オスプレイの飛行のひどさを直接裁判官に伝えましょう。
- 2) 裁判官は、陳述書を読んで騒音被害がどのようなものかを知り、騒音被害を認定し、損害賠償を決定します。騒音によって電話やテレビ、会話が妨げられる、墜落や落下物が心配だ、難聴など健康にも影響が出ているなど具体的に被害を訴えて裁判官の心を動かしましょう。
- 3) 国は被害が小さなものと騒音などの実態をゆがめた主張をしてきます。原告の声を集めた『陳述書』こそが国の主張を打ち破る力を持っています。

# 8月までに全世帯から 聞き取り!

地域の役員が会場・日程案内で 伺います。

https://3rd.yokota-kougai.com/

静かな空を求めて

検索



No.6 (5) 2024年1月1日

# 周辺自治体首長から激励の新春あいさつ

新年明けましておめでとうございます。

航空機騒音のない静かな生活環境を目指し、日 夜御活躍されている貴団に対しまして、深く敬意 を表します。

令和4年6月に第3次新横田基地公害訴訟を東京地方裁判所立川支部に提訴され、昨年の12月には第4回の口頭弁論をされたと伺っております。

昭島市といたしましても、引き続き市民の皆様の安全と生活環境を守る立場から、東京都や周辺市町とも連携を密にして、騒音被害の解消に向け関係機関に要請を行うなど、鋭意努力をしてまいる所存であります。

年頭にあたり、団員の皆様のご健勝と益々のご 活躍をお祈り申し上げ、新年の挨拶とさせていた だきます。

昭島市長 臼井 伸介

新春のお慶びを申し上げます。

静かな空をもとめて日々ご尽力されている貴団は、第3次新横田基地公害訴訟において、一昨年6月に提訴、昨年12月に第4回の口頭弁論をされたと伺っており、そのご活躍に深く敬意を表します。

基地北端部に位置する当町としましても、航空機騒音等、基地に起因する問題の解消は切なる願いです。

これまで議会や基地周辺5市等とも連携し、市街地上空での航空機の低空旋回飛行、早朝及び深夜の飛行訓練の中止をはじめ、昨年についてはCV-22オスプレイの墜落事故等について、米軍や防衛省などへ求めてまいりました。本年も引き続き横田基地の動静を注視した上で、住民の生活環境と安全のため、関係機関へ粘り強く申し入れをしていく所存です。

皆様のご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、新年 の挨拶とさせていただきます。

瑞穂町長 杉浦 裕之

新年あけましておめでとうございます。

第3次新横田基地公害訴訟原告団の皆様方におかれましては、横田基地の航空機による騒音被害を軽減し、静かな生活環境の実現に向けて活動されておられることに、心より敬意を表します。

本訴訟は、令和4年6月に東京地方裁判所立川 支部に提訴され、令和5年12月7日には、第4 回の口頭弁論が行われたとお聞きしております が、今後の様々な活動を通じて貴団の目的が達成 できますよう祈念申し上げます。

福生市では、市民の生活環境の向上と安全安心を守るため、騒音防止対策や安全対策の推進など基地に起因する諸問題の解決に向けて、国や米軍に対して要請を行っております。引き続き、東京都や横田基地周辺市町等とも連携しながら取り組んでまいります。

結びに、皆様の御健勝と御多幸を祈念申し上げ、 御挨拶とさせていただきます。

福生市長 加藤 育男

新年あけましておめでとうございます。

日野市は、平和が市民生活の基本であるとの理 念のもとに、「核兵器廃絶・平和都市宣言」をし ており、私も日野市長として、自治体が果たすべ き平和への役割を考え、世界の恒久平和を祈り、 平和事業に取り組んでまいりました。

横田基地に飛来する航空機の飛行路直下の自治体としては、空からの脅威から市民の安全安心を守り、静かな生活環境が実現されることを強く望んでおります。

結びに第3次新横田基地公害訴訟に参加される 皆様の切実な願いが実現されますことを祈念し、 新年の挨拶とさせていただきます。

日野市長 大坪 冬彦

2024年1月1日 №6(6)

# オスプレイ墜落に大きな信息

# 不安が現実のものに



11月29日、屋久島沖に墜落したオスプレイ。 12月6日に米軍は全機運用停止を決定しました。 墜落を目撃した漁師は着水の瞬間、大きな水柱が 上がり、黒煙とオレンジの火の玉が上がる爆発だっ たと証言。

墜落したオスプレイは横田基地から昭島、八王子、 日野方面を抜けて飛びたっていった。

八王子で3機のオスプレイが南に向かって飛んで

いるのを目撃した原告は「もし頭の上で爆発して、 墜落したら大惨事になった」と振り返り、恐怖を感 じたと述べています。

国は米軍に対して「飛行を停止しろ」「オスプレイは撤去しろ」とは一切口にしない。裁判でアメリカは「第三者」というだけで抗議しない姿勢を改めさせ、裁判所にオスプレイの全面的飛行差止めを強く求めていくことがますます大事になりました。

## ひどい騒音があったら北関東防衛局に抗議しよう

### ◆抗議先 防衛省北関東防衛局

**T** 3 3 0 - 9 7 2 1

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1804 (報道官)

### ◆要請先

昭島市役所企画部基地・渉外担当 042-544-5111 (代) 内線 2392

八王子市環境保全課 042-626-3111 (代) 日野市企画経営課政策調整係 042-514-8047 (直) 福生市企画調整課·基地涉外担当 042-551-1566 (直) 瑞穂町基地対策係 042-557-7476 (直通)

立川市企画政策課 042-523-2111(代) 企画政策課

発行 第3次新横田基地公害訴訟原告団

〒 197-0003 東京都福生市熊川 1655-3 白鳥第2ビル 302号 TEL/FAX 042-552-4451